

## 善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）のご案内

善通寺市では、不育症に悩むご夫婦を支援するため、令和4年4月1日以降に開始した不育症治療に要する費用の一部を助成する「善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）」を実施します。

### 助成を受けられることができる方

善通寺市内に住所を有し、医師に不育症治療のためヘパリン療法が必要と診断された方です。なお、年齢、所得の制限はありません。

※ ヘパリン療法とは、不育症のリスク因子の検査で血液が固まりやすくなる因子が確認された人に対して、血栓の発生により胎盤組織の発育が阻害されないようヘパリン製剤を投与し、流産を予防する治療方法です。

### 助成対象となる治療費

国内の医療機関で行われたヘパリン療法に要した治療費（薬局での調剤費用を含む。）のうち、次の費用として支出した自己負担額です。保険診療の有無は問いません。

- ①ヘパリン製剤の投与（処方）費用
- ②ヘパリン製剤の在宅自己注射のための教育入院または外来教育プログラムの費用
- ③ヘパリン療法を受ける患者の医学的管理に必要な検査費用
- ④その他、ヘパリン療法を行うために必要と認められる費用

（注）以下の費用は、助成の対象となりません。

- ①不育症のリスク因子の検査に必要な費用
- ②ヘパリン療法と併用して投与する低用量アスピリン等の費用
- ③教育入院時等の差額ベッド代、食事代、その他直接治療に関係のない費用
- ④助成対象となる自己負担額の中に公的医療保険から給付を受けた、又は受け取ることが可能な費用が含まれる場合は、これを控除します。

### 助成額

1回の妊娠中の治療にかかった自己負担額のうち、香川県不育症治療費助成により受け取ることが可能な金額を控除した額に対して、15万円を上限に助成します。

回数制限はありません。

### 申請方法

治療が終了した日から3月以内に香川県（県庁子ども家庭課）へ「香川県不育症治療費助成」の申請をしてください。その後（治療が終了した日から6月以内）に善通寺市子ども課へ「善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）」の申請をしてください。

## 提出書類

- ① 善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）申請書（第1号様式）
- ② 善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）受診等証明書（第2号様式）又は香川県不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③ 善通寺市ゆりかご支援事業（不育症治療）申請額（自己負担額）証明書（第3号様式）又は香川県不育症治療費助成申請額（自己負担額）証明書の写し
- ④ 香川県不育症治療費助成決定通知書の写し
- ⑤ 医療機関等が発行した不育症治療に要した費用に係る領収書
- ⑥ 申請者の住民票の写し（発行から3月以内の原本）
- ⑦ 市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※申請書内の同意書により、⑥を省略できます。



## 助成方法

申請書等の内容を審査し、交付決定通知書と請求書を送付します。同封している返信用封筒で請求書を返送してください。請求書に記載された口座に助成金を振り込みます。

## お問い合わせ、申請書の提出先

善通寺市保健福祉部子ども課 ☎0877-63-6365

〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号（善通寺市役所 1階4番窓口）

## 不妊・不育症の相談について



医師・看護師等による不妊や不育症などの相談をしています。

不妊症（妊娠しない）や不育症（妊娠しても育たない）により、子どもを得られない方、長期間不妊治療をつづけた後に断念した方、不妊治療後、妊娠したが「妊娠を素直に喜べない」「なんとなく気分が落ち込む」など精神的な不調を感じる方等相談をお受けしています。

不安や悲しみを抱えながら生活している方が、こころのうちをお話することで、少しずつこころが癒されることを願っています。

相談先について詳しくはこちら→

